

こんにちは！横浜東部就労支援センターです！登録者のみなさまにセンターからのお知らせをお伝えします。



11月のお知らせ

☆ほっとフライデー (要予約)

11月19日(金)
17時から19時

ほっとフライデーとは

就労中の登録者対象の夜間相談です。毎月第3金曜日の午後5時から7時まで、予約制で実施します。

☆相談を希望される方は事前に担当者までご連絡ください。

※緊急事態宣言が発令された際は中止とさせていただきます。その際は、こちらに掲載いたします。

～来所される方へのお願い～

コロナ対策のため、以下の対応をお願いします。

- ・マスクを着用しての面談
 - ・来所時に検温と手指アルコール消毒の実施
- ※37.5℃以上の場合、面談は延期とします。
- ・相談は時間短縮で対応させていただきます。

横浜東部就労支援センター

〒221-0045

横浜市神奈川区神奈川 2-14-17

加瀬ビル 3階 301号室

TEL:045-450-5181 FAX:045-450-5185

センター開所時間

午前8時45分～午後5時15分

(土、日、祝祭日休)



コロナワクチンを接種された方で

2回目接種後に高熱が出たり、強い腕の痛みなど副反応が出たら無理をせず、会社の方に相談しましょう。

☆年末調整を行う時期になりました。

1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収された税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

次のいずれかに該当する人は年末調整の対象となりますので、しっかり手続きを行いましょう。

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人



- ① 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年度中に再就職ができないと見込まれる人
- ② 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
- ③ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年度に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）

- (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人

☆「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

障害者雇用の方は2か所にチェック

をつけ、「左記の内容」欄に、交付を

うけている手帳の種類・交付年月日、

障害の程度（等級）の記載も忘れずに！

(下記参照)

障害者、遺族、ひとり親又は勤労学生	障害者	本人	扶養親族	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者
	一般の障害者	扶養親族	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者
	特別障害者	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者
	障害者特別障害者	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者	障害者又は遺族に該当する者

身体障害者手帳 (交付日: 平成29年11月6日)
身体障害者6級



ほっとひとつこと



また「鬼滅の刃」が始まりました。炎柱の煉獄杏寿郎の映画は大きな話題になりましたね。「心を燃やせ 歯を喰いしばって 前を向け」というセリフが胸にささりました。次は音柱のストーリーのようですが、ひそかに楽しみにしています。今年も残り2ヵ月、全集中の呼吸で乗り切りましょう！

